

板倉町告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年9月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成28年9月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ケ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年9月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 5 同意第 3号 板倉町固定資産評価員の選任について  
日程第 6 同意第 4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 7 報告第 4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算（第2号））  
日程第 9 議案第35号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第36号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について  
日程第11 議案第37号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について  
日程第12 議案第38号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について  
日程第13 議案第39号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について  
日程第14 議案第40号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について  
日程第15 議案第41号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第16 議案第42号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第17 認定第 1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第18 認定第 2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第19 認定第 3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第20 認定第 4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第21 認定第 5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第22 認定第 6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
小林桂樹	行政安全係長兼 議会事務局書記

---

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第66号をもって招集されました平成28年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。議場内の皆様には、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定していただきたいと思います。直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。平成28年9月6日本日、第3回定例議会の開会をご案内申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、この地域、日本一の暑さが既に定着してしまったせいなのか何なのか、今年の夏も猛暑ではあったと思いますが、慣れなのでしょう、異常感まで感じずに過ぎようとしているわけですが、そう感じているのは私だけでしょうか。変わって、渡良瀬川、利根川の取水制限や貯水率などの話などから、降水量の異常な少なさをかわって感じた夏と言えようかと思えます。やっぱり、それでも、この時期になりますと、いつものように台風シーズンでございまして、ここのところ、ご承知のように、立て続けに北日本直撃型が発生し、我が地域にも強い警戒感を抱かせながらも、東北、北海道への上陸となったわけですが、免れた我が地域も含め、そういったところは喜び、また逆に、被災をした地域は呆然とするほどの被害を各地で受けたわけでありまして、また今回も20名に至る死者、あるいはそれを超える不明者が出ていることに対し、心からお悔やみを、あるいはお見舞いを申し上げるところであります。

また、現在北上している台風12号については、熱帯低気圧になったようでありまして、秋型台風の様相を呈しておりましたが、心配がないような感じでございまして、これも1つ安堵しているところであります。

こんな気象状況の中で、例年どおり秋の収穫は進み、収量、質は前年並みと一応聞いております。価格は5%ほど高いというふうになっているようでありまして、これから、現在抑制キュウリ等の順調な生育の現状が見られるようでありますので、先々暮れに向かって明るい状況が農家にとって続いてくれればというふうに願うところでもあります。

また、テロ等いろいろな角度から、あるいは会場のおくれ等心配されたりオデジャネイロのオリンピックであります、それも終わり、日本勢の活躍に寝不足状態の人も多かったと思えます。ロシアのドーピング問題も含め、スポーツの祭典に政治が絡むケースが時折あるわけでありまして、小池新知事が東京にということ引き継いだわけでありまして、既に4年後に向けて激しい議論が早速始まっているようでもあります。

世界情勢であります、相変わらず中東、あるいはヨーロッパでは、あるいはもっとだんだんと日本のほうに近づいているような感じもいたしますが、テロ活動による自爆や人質を取った立てこもり事件等が各地で連日のように発生しておると。それにあわせて、多数の死者が続出している中で、最近は日本人も巻き込

まれるケース、あるいは標的になるケースが増える傾向であります。その原因は、日本人のグローバル化による必然的なものか、自然的なものか、また国自体の右傾化やアメリカを中心とした国々の連携に対しての反発なのか、あるいは経済先進国に対する恨みつらみなのか、はたまた宗教戦争の延長線上なのか。経済大国と言われる我が日本においても、その声はもう既に消えて久しいわけではありますが、いつ何どき、誰が、どこで、どんな状況の中で被災をするかわからない状況にもなっておりまして、不安定化が増しているのは間違いのないところでございます。

また、中国、韓国や北朝鮮との外交の重要性も日増しに高まっており、領土問題、安全保障、あるいは軍事面や経済面でも、さらにこれも緊迫感が高まっているのは同じく否定できないところであります。株価、公債、通貨等の経済問題も円高傾向が予想されることが、今後国内分野にどのように影響するののかも含め、現在、中国で開かれているいわゆるG20会議でどう協調が図られるのか、今日あしたの新聞紙上あるいはニュース等が注目されているところであります。

国内においては、7月の参院選は自民党の圧勝で終わったと言われております。これも東北地方等々を見たときに、果たしてそうなのかといういろいろな見方はあるようではありますが、それはそれとして、あわせて、ドタバタした東京都の知事選は、小池都政がご承知のように誕生しており、早速東京オリンピックを目指しながら、前東京都政について指摘された築地市場移転問題、あるいは膨大に膨れ上がったオリンピック関連経費や情報公開の進展についてのリーダーシップによる公約の実践、それをかざして闘ったわけではありますが、早速それを始めようとしている、あるいは始まったようでもあります。

同様に、アベノミクスの第3弾、「最大限にエンジンをふかす」と抽象的な表現で圧勝した首相の公約であります。今日現在、末端自治体、あるいは国民の末端層、底辺層では、その効果が感じられないと言われるのはおよそ100%に近いと言われております。消費者物価指数の前年同月比0.5%、5カ月連続でマイナスが続いているとの調査結果が続いており、施行に向けてぜひ全力で取り組み願いたいと思いますとともに、計画どおり成長の軌道に早く乗せていただきたい。3年たってもまだ「ふかす」と言っているわけですから、やがて現在貧富の差の拡大も言われておりまして、ぜひそこら辺に目を十分に当てて、ぜひ全力で対応していただきたいというふうに国にも申し上げるところであります。

話は変わりますが、少年に対するリンチ事件がまた発生いたしました。関係する少年5人が逮捕されたわけではありますが、似たような切り刻んだ少年の姿が報道されたのは、ついこの間のように思っております。そのほかに、少年の自殺も、飛び込みをしたり、首をつったりという自殺も、おおむねいじめを苦にしてのようではありますが、後を絶ちません。また、ストーカー行為、新聞紙上で毎日見ておりますとストーカー行為、あるいは携帯電話での隠し撮り等の記事が定番になっているように感じます。町行政でも、このような反社会的行為の発生に、その根源たるものはどこかということも含めて、教育委員会を中心に、あるいは役場全体、各課、地域と連携して、根源の除去に全力を挙げなければいけないというふうに思っております。

また、話は変わりますが、町においては、ついこの間、パルシステムさんの進出が決定いたしました。その他、商談も継続中ということで、今後にも期待をしていただきたいと思っております。

平成27年度、町政を振り返ってみますと、多くの事案に取り組みさせていただきました。その成果については、総務費では、庁舎建設事業をはじめとした6事業や、平成26年度繰越事業である地域住民緊急支援事業としての6事業を実施し、民生費では、臨時福祉給付金を初めとした各子育て支援等の3事業、衛生費では、

がん検診自己負担ワンコイン化を初めとして広域ごみ処理関係、農林水産業費では、平成26年2月の大雪被災関連支援や基盤促進事業、土木費では、ご承知の八間樋橋事業や町道整備事業をはじめとした6事業、消防費では、飯野地先避難拠点整備に関するもの、あるいは東・北・中央公民館への太陽光発電設置、教育費では、認定こども園や渡良瀬運動場の環境整備等、各分野にわたって取り組んだところであります。

予算額は、6回の補正により、当初の約53億5,000万円に5億円余りを追加し、前年度繰越明許費等繰越予算2億7,000万円余りを加えた最終予算額は、61億3,400万円余りとなりました。

決算額は、歳入総額62億2,437万円、歳出総額55億2,609万円となり、差し引き残高6億9,800万円余りに対し、実質収支額は5億3,600万円でありました。細部については、今議会で説明があり、ご審議、ご了解をいただけるものと思っております。

町の今後は、厚生病院耐震化整備、1市2町ごみ処理施設稼働に伴う総合的な借り入れ返済負担金、あるいは高齢化に伴う社会保障関係費の増加、あるいは、これから進もうとしている新庁舎建設に伴う借入金の増大と積立金の減少、さらには少子化・子育て支援等人口増加策費用の増加等々、財政面に厳しさが予想されるわけでありまして、合併協議も見据えながら、各般にわたる重要課題の解決に向けて真剣な取り組みが必要と存じております。そういう意味では、今後とも議会の皆様と真剣に議論をいたしながら、時にはブレーキ、時にはアクセルということもあろうと思いますが、よろしく二代表制の立場からお願いを申し上げたいと思っております。

今議会、諮問第3号から認定第6号までの20議案を上程いたしました。ご審議の上、全議案スムーズのうちにご決定いただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。

なお、本日は多数の傍聴の皆さんにもお出でをいただいております。大変ご苦勞さまでございます。よろしくご静聴のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

---

### ○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の推薦諮問2件、人事案件の選任同意2件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分事項の承認1件、条例の一部改正議案1件、役場庁舎建設事業に関する工事の契約議案4件、補正予算議案3件、決算認定議案6件であります。

また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、議員配付のみで、陳情3件が提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4番 亀井伝吉 議員

5番 島田麻紀 議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

黒野議会運営委員長。

[黒野一郎議会運営委員長登壇]

○黒野一郎議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、8月19日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月6日から20日までの15日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、人事案件の諮問第3号から同意第4号について、提案者より提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、報告第4号について、提案者より報告いたします。次に、承認第3号から議案第39号について、提案者より提案理由説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算関係の議案第40号から議案第42号については、提案者より提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査、委員会採決をいたします。次に、平成27年度各会計の決算認定第1号から第6号については、提案者より提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査することといたします。

第2日目の7日は、2人の議員が一般質問を行った後、予算決算常任委員会委員長による補正予算関係議案の審査報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

第3日目の8日は休会とし、第4日目の9日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

休日を挟んで第7日目の12日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の13日から第10日目の15日までは、予算決算常任委員会を開催し、付託された平成27年度各会計の決算認定議案について審査いたします。各課局事業別に審査し、各会計の総括質疑の後、委員会採決をいたします。

第11日目の16日から第14日目の19日までは、休日を挟んで休会とします。

第15日目、最終日の20日は、平成27年度各会計の決算認定第1号から第6号について、予算決算常任委員長による審査報告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、予算決算常任委員会における事務事業評価結果について、委員長より評価結果を報告いたします。

次に、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。



以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から20日までの15日間と決定いたしました。

---

### ○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○青木秀夫議長 日程第3、諮問第3号及び日程第4、諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をお願いすることといたします。諮問第3号、諮問第4号の2件は、ただいま議長から申されたとおり関連がございますので、一括して説明いたします。

初めに、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第3号でございますが、現在その職にありますが北地区の馬場信雄氏が、来る平成28年12月31日をもって4期12年の任期満了になることに伴う後任者の推薦であります。今回の人事に当たりましては、現在男性4名、女性1名の人権擁護委員により活動をいただいておりますが、女性相談者への配慮並びに女性の人権問題への充実を図るため、女性委員を後任者としまして慎重に検討させていただいた結果、

氏 名 松村美枝子氏

生年月日

住 所 板倉町大字大荷場

を選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

松村美枝子氏は、館林市役所に30年以上勤務されまして、退職後は母子保健推進員、ボランティアみずほ会会員として活躍するなど、人格、識見ともに高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として選任をいたしたいと思ひます。

以上が諮問第3号についての説明であります。これについては、さらにの課長の説明は予定をいたしておりません。

次に、諮問第4号であります。同じく、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。現在の人権擁護委員にありますが西地区の渡邊宗一氏も、来る平成28年12月31日同日をもって2期6年の任期満了となるわけですが、2期6年の任期中、その職務を適格に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続きご推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会

の意見を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。諮問第4号についても、この先の課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本件については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

初めに、諮問第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり同意されました。

---

### ○同意第3号 板倉町固定資産評価員の選任について

○青木秀夫議長 日程第5、同意第3号 板倉町固定資産評価委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、同意第3号でございます。板倉町固定資産評価員の選任についてということであります。

本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価できる者として、議会の同意を得て、戸籍税務課長を選任してきたところでございます。このたびの選任は、戸籍税務課長の職にあった丸山英幸氏が平成28年6月1日付の人事異動により同課長の職を退きましたので、新たに戸籍税務課長となった、

氏 名 峯崎 浩氏

生年月日

住 所 板倉町大字板倉

を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本件については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○青木秀夫議長 日程第6、同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続き、同意第4号ということで、板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてということをお願いを申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち、鈴木喜一郎氏が平成28年9月19日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木喜一郎氏は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通していることから、適任者として選任したいと思います。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本件については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

---

○報告第4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○青木秀夫議長 日程第7、報告第4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 報告第4号でございます。平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町におきましては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。

なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標でございます。本町においては、全ての会計が実質赤字、または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でございます。本町における実質公債費比率は5.9%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額参入見込み額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では、水道事業会計と下水道事業特別会計が該当となりますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は同じく算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 以上で報告第4号を終わります。

---

○承認第3号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算（第2号））

○青木秀夫議長 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認について（平成28年度板倉町一般会計補正予算（第2号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第3号であります。本件は、平成28年7月8日付にて専決処分を行った平成28年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について承認を求めます。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億5,049万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金に30万円を追加し、歳出につきましては、五箇谷土地改良区運営費助成金として農林水産業費に30万円を追加するものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由であります、五箇谷土地改良区が設立し、その運営について町への支援要望があり、事業の円滑な実施に当たり、速やかに運営費助成金を支出する必要があったためでございます。

以上、報告申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。この件については、以上でございますので、課長の改めての説明は予定いたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

### ○議案第35号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第35号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第35号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

町ごみ指定袋について、これまで資源化センターで生ごみ、可燃ごみを処理してきましたが、平成29年4月から、館林市、明和町と一緒に広域で生ごみ、可燃ごみ、ラップ系や粗大ごみ等を処理していく計画であ

ります。そのような中、板倉町では、これまで指定袋制度を導入してきましたが、広域ごみ処理を実施する1市2町のうち一番人口の多い館林市がごみ指定袋制ではないため、館林市にあわせ、同様にごみ指定袋を廃止するものであります。これにより、町民の方の負担が一部軽減されます。しかし、館林市も、ごみ指定袋制に向けて検討しておりますが、広域ごみ処理が始まる平成29年4月までに結論は出せない状況と承っております。

次に、一般家庭粗大ごみの搬入先について、これまで資源化センターとしてきましたが、広域ごみ処理に伴い施設が廃止されるため、今後は町一般廃棄物処理計画において指定するごみ処理施設に改めるものであります。

また、単位表示の変更については、アルファベットなどで表記されているkg（キログラム）及びm<sup>3</sup>（立方メートル）を仮名と漢字の表記に変更するものでございます。

以上の内容が全てでございますので、これについても、改めての課長の説明は予定いたしておりませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第36号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について

議案第37号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について

議案第38号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について

議案第39号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第36号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について、日程第11、議案第37号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について、日程第12、議案第38号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について及び日程第13、議案第39号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について、以上の4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、議案第36号から議案第39号までの4件は、それぞれ関連がありますので、一括

して説明をさせていただきます。

議案第36号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について、議案第37号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について、同じく議案第38号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について、同じく議案第39号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約についてをご説明申し上げます。

本4案につきましては、板倉町役場庁舎建設事業にかかわる造成工事第1期工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号から第39号までの契約金額、契約の相手方について説明をさせていただきます。

議案第36号の造成工事第1期工事の契約金額につきましては、8,856万円、うち消費税は656万円でございます。

契約の相手方につきましては、尾崎建設株式会社でございます。

議案第37号の建築工事の契約金額につきましては10億4,220万円、うち消費税は7,720万円でございます。

契約の相手方につきましては、河本・徳川板倉町役場庁舎建設事業建築工事特定建設工事共同企業体でございます。

議案第38号の電気設備工事の契約金額につきましては1億5,066万円、うち消費税は1,116万円でございます。

契約の相手方につきましては、菅谷電気工事株式会社でございます。

議案第39号の機械設備工事の契約金額につきましては2億4,840万円、うち消費税は1,840万円でございます。

契約の相手方につきましては、ヤマト・神寛板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事特定建設工事共同事業体であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第36号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

本間議員。

○3番 本間 清議員 先ほど4件の件について提案がありましたけれども、一括ということでお聞きしますけれども……失礼、では、最初の第36号議案に関してお聞きしますけれども、ほかの3つ、要するに後の3つは、最低落札価格というのが設定されておりますけれども、この議案第36号に関しましては最低落札価格の設定がありませんけれども、これはどういう意味合いなのでしょう。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 最低制限価格の関係でございますが、この最低制限価格というのは、公共事業の適正な施行を目的に、ダンピング受注を防止するためのものでございます。

まず、一般競争入札におきましては、参加要件を満たしていればどの業者も参加可能であるため、ダンピング受注を防止する必要があります。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働者の

賃金等労働条件の悪化、安全対策の不徹底などにつながりやすく、ひいては建設業者の若年層の減少の原因化など、建設工事の担い手の育成や確保を困難とするものと言われております。全国的には、低入札価格調査制度とあわせて、おおむね90%の自治体が導入しているものでございます。

一方、指名競争入札でございますが、指名競争入札につきましては、指名業者の今までの入札状況から、ダンピング受注がない、または可能性が少ない、ゼロに等しいという理由から、設定をしないものでございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

○1番 小林武雄議員 小林です。よろしく申し上げます。

締結に向けてですが、この4件の絡みで、第1期造成工事に関しましては、板倉町の西岡新田のほうで受注しておりますが、ほかの3件については、前橋、もしくは館林、地元ではないということで、その辺の地元と町外のその辺の区分けというか、その辺の選定理由というか、その辺のところ教えていただければと思うのですが。一般入札と指名競争入札、その辺のところ絡むからと思うのですが、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

〔小嶋 栄企画財政課長登壇〕

○小嶋 栄企画財政課長 指名競争入札と一般競争入札にした理由ということでございますが、まず造成工事につきましては、工事の規模や内容から、近隣地域で施工できる業者が多数存在いたします。地元業者の育成という観点から、町内業者も含めた近隣業者による指名競争入札としたものでございます。

なお、指名に関しまして、地域要件としまして、板倉町内の業者及び館林市、明和町に本社のある業者としておったところでございます。

一方、庁舎本体工事でございますが、建築、電気、機械ですけれども、この建築関係工事につきましては、工事規模や内容から、近隣地域で施工できる業者が少なく、競争性を確保するために、広く参加業者を募る必要がありましたので、一般競争入札をしたところでございます。

しかしながら、地元業者育成の観点から、一般競争入札としても、群馬県内に本社、支店、営業所等がある業者、あるいは施工能力を担保するため、施工実績を参加要件としているものでございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 ほかにございませぬか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 1つお伺いいたします。このたびの庁舎建設についてでございますけれども、庁舎建設するというふうな段階の中で、まずプロポーザルによる設計という段階にありました。そのときに、非



常にいろいろな会社それぞれがいいところを出しまして、1つの業者に決定したということです。しかしながら、早々に民事再生法を適用というような状況に至ってしまったと。よって、現在進められている設計業者が受注をしたということになるわけなのですけれども、それについて、今回の4件、しっかりとした会社とは思うのですけれども、それについて、当局とするとどのように考えておりますか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 落札業者の能力、技術力、財政力というところのご質問だと思いますが、各工事とも、落札業者に限らず、指名競争入札の参加業者並びに一般競争入札の参加業者につきましては、群馬電子入札共同システムに申請登録された業者でございます。財務力につきましては、その入札参加資格申請のときに、法人税、消費税、町県民税等の当然納税証明書を添付及び決算に係る財務諸表等の添付が義務づけられておりますので、私どもとしましては、群馬電子入札共同システムに登録された時点で、業務の遂行能力はあるというふうに判断をしているものでございます。

また、技術力につきましては、指名競争入札の業者につきましては、業者ランクのA等級であり、今までの公共事業の実績を要することが選定条件となっております。

一方、一般競争入札におきましても、業者のランクづけ、いわゆる格付と申し上げますが、対象点数であります総合数値と申しますけれども、その総合数値の下限を設定したり、施工実績を参加要件としておりますので、技術面におきましても、業務遂行能力はあるというふうに判断をしております。今般落札をいたしました4業者につきましても、きちんとした業務は遂行できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 町とすると、安心して工事が任せられるというふうなことを伺ったわけです。やはり、しかしながら、前回の民事再生法を適用というような状況もあり得るということも当然考えていかなければならないと思っています。今後、工事を進めていく中で、しっかりと監督、また監視をしていただきながら、しっかりと見定めていくということも責任はあろうかなと思いますので、その辺のところもしっかりと見定めながら、またお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。今回提案されました議案第36号から第39号の4議案に対しましては、私は反対の立場で討論させていただきます。

現在、本町におきましては、50年、60年に1度あるかないかの大事業が2つ並行した形で進められております。これについては、同時並行で進んでいるというふうに認識しております。1つにつきましては、役場庁舎の建設、これは町単独事業でありまして、建設事業費のほとんどが町民の税金で賄われる事業というふ

うに認識しております。もう一つは、館林市との合併協議であり、6月1日に法定合併協議会が設立されまして、もう2回ほどの協議が進められております。この2つの事業については、関連があるというふうに私は考えております。しかし、今回提案された議案第36号から第39号の役場庁舎建設関連議案は、合併をしない規模の床面積約4,200平方メートルのものであり、片や法定合併協議会で合併を進めていると。役場庁舎は合併しない規模の庁舎を着工、この大きな2つの事業の整合性が現時点ではとれていないのではないかと、いうふうに考えております。つまり、ねじれ現象のまま着工することはいかなるものかというふうに判断をいたしました。まさに、この事業については現実がそういうことでありますので、その現実を直視していただいて、この2大、大きな事業の整合性がとれてから、着工をすべきというふうに考えるものでありまして、この4議案については反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○青木秀夫議長 次に、賛成討論の方。

市川議員。

○11番 市川初江議員 11番、市川です。賛成討論をさせていただきます。

庁舎建設におきましては、今年3月議会で20億3,000万円で議決されております。建設委員会は、またそれぞれの立場の町民の代表30名で4年間をかけて慎重審議を重ねてまいりました。初めから合併を視野に入れ、先を見通して議場などを町民のために多目的に使用できる設計とし、また防災拠点として町民のために大切な庁舎となります。新庁舎ができることで何よりも町民の安心・安全の確保ができます。先ほどのご質問に対し、執行部のご説明では、入札の落札も公正かつ適正に行われており、また業者の方もしっかりした業者ですので、役場庁舎建設事業に関しては賛成をいたします。

以上でございます。

○青木秀夫議長 ほかに討論ありますか。

小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 議案が第36号から第39号ということで、全てが庁舎建設の基本的な契約事項ということで、全体を通して反対の立場で意見を表明させていただきます。

新庁舎建設につきましては、平成24年7月に前議長の野中議長が会長に就任をされ、時系列で申し上げます。板倉町庁舎基本計画検討委員会が設置され、9回にわたって検討委員会が開催され、いろいろご意見をいただきながら慎重審議をした結果、答申が出されたと、こういう経緯はございます。その中で、基本的には、新庁舎建設基本構想というものがありまして、新庁舎建設の必要性、現庁舎の問題点等を議論した経緯がございます。この検討委員会発足当時は、具体的な合併議論は行われておらず、現庁舎にかわる庁舎としての建設構想であったと認識をいたしております。将来の合併が想定されていたわけではないのですが、当面は、庁舎建設基本構想で述べられているように、基本的には町民サービスに対する幅広い向上と防災拠点としての位置づけがメインであり、合併を視野に入れた本格的な新庁舎建設は、具体的なテーマを持って検討された経緯はございませんでした。

それで、庁舎のあるべき面積ですけれども、庁舎の敷地及び新庁舎の面積等の算出根拠は、委員会でも示されたように、近隣自治体の想定人口や想定職員数による執務面積や付属面積、例えば会議室、トイレ、倉庫、食堂等、そういった近隣自治体の参考例と国交省による新庁舎面積算定基準に基づいて算出された規模

でございます。その中で、申し上げた部分もでございますが、3階の議会等に関しては、合併後も町民サービスの充実を図るために、将来的には多目的に利用できるように簡素化すべきとの意見はあったと認識いたしております。しかし、そういった中におきましても、基本的には現庁舎ではいろいろ防災、あるいは地震等問題があるということで、基本的には自然災害等に対する防災拠点としての機能を持たせるべきだというご意見もあり、当初、新センター地区があったわけでございますが、現在の想定される場所に位置決めした経緯がございます。

合併を視野に入れた場合に、新庁舎の規模のあり方、あるいは町民サービスのあるべき姿、合併による役場機能のあり方、また職員の配置転換等により大幅な職員の削減が見込まれます。先ほど申し上げましたように、役場庁舎基本計画検討委員会は、9回にわたって開催をしたわけでございますが、この中では具体的な合併についての現実的な問題にはまだ直面しておりません。そういった形を踏まえて……

○青木秀夫議長 小森谷議員に申し上げますけれども、本議案についての討論に沿って……

○8番 小森谷幸雄議員 ですから……

○青木秀夫議長 ちょっと待ってください。これ先ほども説明にありますように、地方自治法の第96条1項5号の規定により議決を求めるということになっておりますので、本案はご存じのとおり入札に関する件、入札が適正・公正に行われたかとか、入札業者の適格性についてを議決するというところにこれなっておるわけですので、いや、そのことに持って行って、早目に結論出して意見述べてもらえればと思うのですけれども。

○8番 小森谷幸雄議員 だから、庁舎に関連しての契約でしょう、基本的には。

○青木秀夫議長 この間、先日行われた契約についての……

○8番 小森谷幸雄議員 だから、契約をすべきかしないかの……

○青木秀夫議長 いや、したのですよ、もう契約。契約したのです、仮契約を。仮契約したから、その仮契約について……

○8番 小森谷幸雄議員 議会として議決をすべきかどうかの問題でしょう。その中で、議決できない、これについて、その理由として、あるわけではないですか、庁舎建設は。

○青木秀夫議長 仮契約について、焦点を合わせて意見を述べていただきたいと思うのです。

○8番 小森谷幸雄議員 だから、それを全部なくして、反対か賛成かだけの問題ではないのではないですか、これは。申し上げにくいのですけれども。

○青木秀夫議長 いいですよ、仮契約について、だから。先日行われた入札についての契約、ここに書いてあるでしょう。第96条の1項第5号と。

「決まっているんだよ」と言う人あり]

○8番 小森谷幸雄議員 そんなことないでしょう。

「決まってるじゃん。この範囲でしてくださいって」と言う人あり]

○8番 小森谷幸雄議員 では、それについては反対をさせていただきます。

以上です。

○青木秀夫議長 だから、それでいいのですよ。

ほかに。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 延山です。賛成の立場から討論させていただきたいのです。

この庁舎につきましては、先ほども述べましたように、平成24年から新庁舎建設の基本構想の策定を行いまして、18回の会議を重ねてきたということです。昨年12月の建設委員会の中におきまして、合併を視野に入れての論議が進展してきたということです。その合併を考慮に入れながらも慎重な議論を重ね、ほぼ全員一致により協議が集約されまして進んできたということでございます。

[何事か言う人あり]

○9番 延山宗一議員 黙っててください。私がしゃべっているのですから。自分のときに言ってください。

その経緯から、建設業者等の選定に進んでいくことになりました。建設委員会の席で、合併協議の方向いかんによって新庁舎の規模や建設時期の凍結という意見の話が出ました。建設の賛否を住民投票によって決めたいとの声もあったわけでございます。しかし、議論の結果、3分の2以上の多数により、計画を予定どおり進めてほしいという意見が集約されまして、進んできたわけです。そして、また承認をされまして、入札が計画どおりに執行されたとなります。造成、建築、電気、設備とそれぞれの落札、工事も計画どおりに進んでいくものと推察申し上げます。

このたび、議決案件につきましては、入札、契約の締結についての審議となることから、入札の方法による手続、業者の選定、予定価格、落札価格、業者の適格性、仮契約等にかかわる審議をするものと受けとめております。合併に絡めて建設の賛否、規模の大小、計画の凍結などにつきましては、前述したとおり、建設委員会におきまして決着がついているものと認識をしております。また、速やかに進めるべきと、3年にわたって審議に参画されました歴代の区長さんから民意を代表して要望書を提出されております。加えて、3月議会予算審議におきまして決していることから、提出された案件につきましては賛成討論といたします。以上です。

○青木秀夫議長 ほかに。

荒井議員。

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。私は、まず結論的に申し上げますと、今回の新庁舎建設事業4つの契約につきましては、反対討論を申し上げたいと思います。反対です。

先ほど議長のほうから、今回の例えば議案4つありますけれども、現在仮契約ですよ、基本的に。もし仮にこれが議決が賛成となれば、本契約になるわけですからけれども、本契約になれば、当然工事の着手になるわけです。したがって、例えばこれを要するに可決するということは、すぐ工事に入ることですので、それは先ほどのちょっといろいろなことありましたけれども、それ違うと思います。

では、まず反対討論申し上げますけれども、現在、合併問題が審議されています。庁舎の建設と合併は必然的に切り離せない問題ですので、その点を踏まえて申し上げたいと思います。

まず、庁舎建設の着工時期ですけれども、現在進行中の板倉町と館林市法定合併協議会、その中で、合併に関する審議結果、それから町民による合併の賛否を踏まえて、私は判断してもいいのではないかと考えております。つまり、現時点の着工ではなくて、一時延期したのでいいのではないかと考えております。法定合併協議会ですけれども、その中で、ご存じの……

○青木秀夫議長 荒井議員。この質問の趣旨に沿って……

○6番 荒井英世議員 違う、議長、違うのですよ。要するに……

○青木秀夫議長 仮契約っていても、この仮契約というのは停止条件付の契約と一緒に契約なのです、これ。だから、名前は仮契約だけれども、これ実質法律的には停止条件付の契約で、契約が成立しているわけですから。やはり一応契約の当事者が、板倉町の相手方もおるわけですから、それに沿っていろいろ判断して。それは賛成、反対はいいのですけれども、その理由が、入札もしてしまって結果終わっているのですから、もう終わったことに対する反対意見とか賛成意見とか、そういう問題を焦点を絞ってやらないと議論にならないと思うのですけれども。

○6番 荒井英世議員 それでは、単純にこれに対する契約に対する反対であるとか賛成であるとか、それだけですよね。だけれども、そうではなくて、例えばこれを議決するということは、これから工事着手に入るわけですから、その背景があるわけではないですか。例えば、なぜ反対するかという一つのその背景が。それが例えば……

○青木秀夫議長 荒井議員、ちょっと、だって、いいですか。議論、焦点を合わせて議案に沿って意見を述べてもらいたいのですよね。というのは、これは3月議会であれでしょう、予算を議決して承認されているわけだ。そうすると、板倉町としては、執行部のほうは承認されてその執行権をただ行使しているだけの話だから、その執行権の行使は適正に与えられているわけです。

〔議長、執行部から答えさせろ〕という人あり〕

○青木秀夫議長 いや、交通整理しなくては。

○6番 荒井英世議員 違う……

〔討論は執行部は答えられない〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論だから、これ。

〔議長は答えられるのか〕という人あり〕

○青木秀夫議長 整理している。

〔職権があるだろう〕という人あり〕

〔何事か言う人あり〕

○青木秀夫議長 議案に沿って述べていただきたいと思うのです。

○6番 荒井英世議員 ちょっと違うのですよね、ちょっとね。だから、要するに、だってそうでしょう。例えば、これが可決になるということは、要するに例えばこの文面あるではないですか。

〔入札も認めなけりゃいいんじゃない〕という人あり〕

○6番 荒井英世議員 では、反対です。

〔違うよ、この間の建設委員会って何なの〕という人あり〕

○6番 荒井英世議員 委員会……

〔何事か言う人あり〕

〔討論、討論〕という人あり〕

○青木秀夫議長 続行してもらっていいですよ。だから、この議案に沿って討論してください。意見述べてください。

[何事か言う人あり]

○6番 荒井英世議員 はい、議案に沿ってですか。何かちょっと。

例えば、工事期間とあるでしょう。この中で、議会の議決を経た翌日から平成29年2月28日とあるわけです。議会の議決を経た翌日からという。要するに、これが通れば当然すぐ工事に入るわけではないですか。当然そうですよね。では、それに対して私は反対とか賛成とか、基本的に反対ですけれども、その反対といったって、例えば、では、なぜ反対かというのをやはりここで私からいろいろ表明しなければ、それは意味がないのではないですか。

○青木秀夫議長 だから、荒井議員だって知っているでしょう。この96条の1項の5号というのを、どういうことか。だから、本案の趣旨に沿ってその範囲で意見を述べる。その範囲といっても、範囲を限定するものなんだから多少拡大して言うのはいいですけれども、全く何か拡大して話が飛んでしまっていると、議論にならないのではないですか。だから、これに……

○6番 荒井英世議員 いいです、いいです。わかりました。

○青木秀夫議長 入札の契約についてですよ。

○6番 荒井英世議員 わかりました。では、議長、公平にやってください。先ほど賛成意見でも過去の経緯を述べたわけではないですか。過去の経緯とか。その一切なくなるわけですね。そういった問題はここでは述べてはいけないわけですね。要するに、この契約案件について、例えば数字の問題とか出てきますけれども、そういうものに関して賛否を要するに表明することですね。

○青木秀夫議長 契約というのは、契約に付随していろいろなことが想定できるではないですか。私が何かこう言っていると、何かおかしくなってしまうのだけれども。

○6番 荒井英世議員 いいです。では、私、反対です。終わります。

○青木秀夫議長 ほかに。

本間議員。

○3番 本間 清議員 本間です。それぞれ皆さんの思惑が飛び交っておりますけれども、私が思いますに……

○青木秀夫議長 賛成、反対、どっちかまず言ってから。討論の。

[「賛否を表明してから」と言う人あり]

○青木秀夫議長 うん。賛成するのか反対討論かと。

[「私の立場はこちらですと言ってから」と言う人あり]

○3番 本間 清議員 私の立場は、現行どおり進めるということで賛成です。

それは、まず板倉町以外の人から、要するに町外の人が板倉町に来ましたときに、私たち板倉町民はこれが板倉町の一つのシンボルですという建物がありますか。自慢できるものがありますか。1つぐらい私はあってもいいと思います。町民の方もそれは望んでいると思います。しかも、ちょっと話が詰まってしまうけれども、要するに私はこの現行どおりつくるということは町民の一つの希望でもあると思います。多量なり建物は大きい小さいの問題はあろうかと思いますが、やはり災害時なんかを考えました場合に、町民の避難施設として1つは重要な場所になると思います。多少の余裕があったとしても、それはいいのではないのでしょうか。そんな、私は思います。ですから、私は現行どおり進めることに賛成です。

○青木秀夫議長 ほかに。

針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 2番、針ヶ谷です。本議案4件につきましては、反対を表明したいと思います。

まず理由ですが、議題が板倉町役場庁舎の建設事業ということになっておりますけれども、予算、3月に通したときにはまだ法定協議会というのは正式な設立を見ておりません。合併を、庁舎を建てるにはこのぐらゐの予算が必要だということで通ったと思っておりますけれども、6月に正式に合併協議会を設立しまして、町としては合併の方向へ進むのだよというような話で、その期間を2年間で一応予算化するというような報告がありました。そうしますと、板倉町役場庁舎の計画と合併の結論が出る時期というのが非常に似通っているのではないかという疑問を抱きます。そうしますと、板倉町役場庁舎として計画を進めても、板倉町役場庁舎として利用ができない状態で時間が経過してしまうのではないかという疑問があります。町民の血税20億円をそういうふうなことに使っていいのかという疑問を持ちますので、反対いたします。

以上です。

○青木秀夫議長 ほかに。

〔なし〕と言う人あり

○青木秀夫議長 では、討論を終結します。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○青木秀夫議長 挙手少数であります。

よって、議案第36号は否決されました。

○青木秀夫議長 次に、議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○青木秀夫議長 挙手少数であります。

よって、議案第37号は否決されました。

次に、議案第38号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。  
これより議案第38号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

○青木秀夫議長 挙手少数であります。  
よって、議案第38号は否決されました。  
議案第39号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。  
これより議案第39号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

○青木秀夫議長 挙手少数であります。  
よって、議案第39号は否決されました。  
では、ここで10分ほど休憩したいと思います。  
暫時休憩します。再開は10時40分からとします。

休 憩 (午前10時27分)

---

再 開 (午前10時40分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

---

○議案第40号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について  
議案第41号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい  
て

議案第42号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○青木秀夫議長 日程第14、議案第40号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について、日程第15、議案第41号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について及び日程第16、議案第42号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、以上の3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて、議案第40号から議案第42号まで、平成28年度各会計の補正予算でありますので、一括してご説明させていただきます。



初めに、議案第40号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億7,323万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に947万円、寄附金に650万2,000円、繰越金に536万4,000円、町債に250万円をそれぞれ追加し、県支出金から108万9,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に1,873万円、民生費に100万円、衛生費に83万7,000円、農林水産業費に473万6,000円、土木費に40万円をそれぞれ追加し、商工費から262万7,000円、教育費から32万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

次に、同じく議案第41号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,507万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に108万円、療養給付費交付金に476万7,000円、繰越金に930万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に108万円、諸支出金に1,407万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

次に、議案第42号 平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,905万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に50万円、繰越金に1,002万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に50万円、諸支出金に1,002万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上、平成28年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

以上、議案第40号から議案第42号までを一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第40号、議案第41号及び議案第42号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定について

○青木秀夫議長 日程第17、認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定についてまでの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、ちょっと長いので、しばらくの間ご静聴をいただければと思います。

認定第1号から認定第6号まで、ただいま議長から申されたとおり、平成27年度会計の決算認定でありますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。当初予算額は歳入歳出ともに53億5,000万円でありましたが、6回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は61億3,409万6,000円となりました。

歳入総額は、62億2,437万7,613円で、予算現額に対し101.5%。

歳出総額は、55億2,609万2,042円で、予算現額に対し90.1%となりました。

歳入歳出差し引き6億9,828万5,571円の繰り越しとなりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,208万1,000円を差し引いた実質収支額は、5億3,620万4,571円となりました。

主な歳入決算額としては、町税が19億3,147万9,000円で、前年度より1,565万8,000円の減。

地方交付税が14億5,850万円で、2,811万6,000円の増。

繰越金が6億3,105万9,000円で、2,904万9,000円の減。

国庫支出金が5億709万9,000円で、4,349万1,000円の増。

県支出金が4億7,625万9,000円で、7,207万2,000円の増。

町債が3億1,910万円で、5,950万円の減。

地方消費税交付金が2億8,217万8,000円で、1億1,913万3,000円の増。

繰入金が2億6,440万円で、2億4,065万3,000円の減となり、歳入総額としては7,470万6,000円の減となりました。

主な歳出決算額としては、民生費が16億8,587万3,000円で、前年度より2,172万1,000円の増。

総務費が11億3,375万2,000円で、1億5,533万6,000円の減。

土木費が5億1,586万5,000円で、9,090万7,000円の増。

衛生費が5億889万6,000円で、609万9,000円の増。

教育費が4億9,587万4,000円で、7,802万8,000円の減。

公債費が4億471万3,000円で、1億411万6,000円の減。

消防費が3億3,345万2,000円で、5,459万4,000円の増。

農林水産業費が2億8,874万7,000円で、2,253万2,000円の増。

議会費が8,942万1,000円で、187万2,000円の減。

商工費が6,923万9,000円で、156万3,000円の増となり、歳出総額としては1億4,193万3,000円の減となりました。

なお、監査委員からの審査意見書は別紙のとおりでございます。

また、平成27年度一般会計における主要施策の成果につきましては、別冊のとおりでございます。

以上、平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

続いて、認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億3,297万5,505円であり、予算現額に対し99.2%。歳出総額は1億2,921万151円であり、予算現額に対し96.4%となり、歳入歳出差し引き376万5,354円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額としては、後期高齢者医療保険料が8,767万1,000円で、前年度より141万5,000円の増。

繰入金金が4,242万2,000円で、23万3,000円の増。

繰越金が244万4,000円で、132万3,000円の減となり、歳入総額としては32万3,000円の増となりました。

次に、主な歳出決算額としては、後期高齢者医療連合納付金が1億2,751万8,000円で、前年度より272万円の増となりました。歳出総額としては、99万8,000円の減となりました。

今後も後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、財政健全化の維持をしてまいりたいと考えております。

以上、平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

次に、認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は24億3,565万5,499円であり、予算現額に対して101.8%。歳出総額は23億7,417万115円であり、予算現額に対し99.2%となり、歳入歳出差し引き6,148万5,384円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額としては、国民健康保険税が5億583万2,000円で、前年度より2,157万4,000円の減。

国庫支出金が4億8,946万1,000円で、2,103万4,000円の増。

療養給付費交付金は6,189万4,000円で、4,868万3,000円の減。

前期高齢者交付金が4億1,056万6,000円で、7,059万2,000円の増。

県支出金が1億1,943万円で、1,584万8,000円の減。

共同事業交付金は5億4,843万3,000円で、3億3,520万7,000円の増。

繰入金金が1億8,574万2,000円で、705万7,000円の減となり、歳入総額としては3億2,062万6,000円の増となりました。

次に、主な歳出決算額としては、保険給付費が13億8,851万3,000円で、前年度より1億393万6,000円の増。

後期高齢者支援金が2億7,468万3,000円で、168万2,000円の減。

介護納付金が1億2,125万4,000円で、1,393万1,000円の減。

共同事業拠出金が5億1,187万1,000円で、2億8,901万5,000円の増となり、歳出総額としては3億7,015万2,000円の増となりました。

今後も保険税収納率向上対策及び医療費の適正化対策の推進に努め、財政健全化の維持をしまいにたいと考えております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

次に、認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は11億6,716万5,444円であり、予算現額に対し99.0%であります。

歳出総額は11億3,306万8,738円であり、予算現額に対して96.1%となり、歳入歳出差し引き3,409万6,706円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額としては、保険料が2億4,617万1,000円で、前年度より2,277万6,000円の増。

国庫支出金が2億4,390万7,000円で、236万2,000円の増。

支払基金交付金が3億2,277万4,000円で、124万円の減。

県支出金が1億5,869万3,000円で、338万9,000円の増。

繰入金金が1億9,415万5,000円で、957万4,000円の増となり、歳入総額としては3,206万8,000円の増となりました。

次に、主な歳出決算額としては、保険給付費が10億5,757万4,000円で、前年度より2,846万8,000円の増。

地域支援事業費が2,003万8,000円で、648万2,000円の減となり、歳出総額としては1,937万円の増となりました。

今後も介護予防に向けた取り組み及び介護給付費の適正化の推進に努め、給付費の抑制を図り、健全財政の維持をしまいにたいと思います。

平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、以上でございます。

次に、認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、下水道事業は、板倉ニュータウン事業の展開のおくれなどから、歳入が伸び悩み、また施設建設から18年経過しているため、今後は施設の老朽化に伴う修繕費などの支出の増加が予想されるなど、財政的には大変厳しい状況に置かれております。そのような中、平成27年度につきましても、水質浄化センターの適切な運転・維持管理を実施することで費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などに努めてまいりました。

歳入歳出決算につきましても、歳入が1億9,129万5,358円に対して、歳出が1億7,575万4,292円となり、差し引き残額1,554万1,066円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が5,272万9,885円、一般会計繰入金金が1億2,550万4,000円、繰越金が1,287万2,914円、諸収入が18万8,559円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,797万2,811円、管渠維持費が6,820円、水質浄化センター費が4,968万7,441円、公債費が9,808万7,220円でございます。

今後も施設の適正な運転・維持管理を図りながら、費用の抑制に努めていきたいと考えております。

以上、平成27年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

次に、認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要について説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総収益が3億3,421万8,403円に對しまして、総費用3億1,697万8,312円で、1,724万91円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、国庫補助金収入1,058万7,000円、工事負担金収入1,163万1,240円、収入総額2,221万8,240円に對し、支出総額は2億983万3,874円で、支出の内訳は、建設改良費に1億6,028万4,626円、企業債償還金4,954万9,248円であります。建設改良費の主なものにつきましては、老朽化した石綿セメント管の布設替え工事など、浄水施設の電気設備、ろ過器等の更新工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1億8,761万5,634円につきましては、内部留保資金等で補填いたしました。

以上が水道事業決算の概要でございます。

以上、一括して認定第1号から第6号までをご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

次に、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

小森谷監査委員。

[小森谷幸雄監査委員登壇]

○小森谷幸雄監査委員 それでは、ご指名がございましたので、平成27年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成27年度の各会計決算審査については、平成28年8月4日に実施いたしました。なお、この件につきましては、江田監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成27年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。

平成27年度においては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額62億2,437万7,613円、歳出総額55億2,609万2,042円、歳入歳出差引額6億9,828万5,571円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億3,297万5,505円、歳出総額1億2,921万151円、歳入歳出差引額376万5,354円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額24億3,565万5,499円、歳出総額23億7,417万115円、歳入

歳出差引額6,148万5,384円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額11億6,716万5,444円、歳出総額11億3,306万8,738円、歳入歳出差引額3,409万6,706円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億9,129万5,358円、歳出総額1億7,575万4,292円、歳入歳出差引額1,554万1,066円。

水道事業会計ですが、収益的収支は、水道事業収益3億3,421万8,403円、水道事業費用3億1,697万8,312円、収支差引額1,724万91円となりました。資本的収支は、資本的収入2,221万8,240円、資本的支出2億983万3,874円、差し引き不足額は1億8,761万5,634円となっており、不足額については内部留保資金で補填されておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で、平成27年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、審査報告といたします。

終わります。

○青木秀夫議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、あす午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

散 会 (午前11時12分)